

神奈川県行政書士会 職印の届出及び証明等手続規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、日本行政書士会連合会会則第 8 1 条及び第 8 1 条の 2 に基づき、神奈川県行政書士会（以下「本会」という。）における職印の届出及び証明に必要な事項を定める。

(職印の届出)

第 2 条 職印は、会員が行政書士業務上使用する印鑑で、届出は個人会員にあっては 1 人一個、法人会員にあっては事務所毎に一個とし、登記された名称を使用した職印に限る。

2 会員は、本会会則第 6 条の 2 第 3 項及び会則第 6 条の 3 第 2 項に基づき、本会会則施行規則別紙第 3 号様式による職印届に職印を押して届け出なければならない。

(職印の使用)

第 3 条 会員は、本会会則の定めるところにより本会に提出する書面に記名又は署名押印するときは、職印を使用しなければならない。

(改印手続)

第 4 条 会員は、届け出た職印を紛失その他の事由で改印しようとするときは、本会会則施行規則別紙第 3 号様式による職印届に職印を押して届け出なければならない。

2 第 2 条第 2 項の届出及び前項の改印の届出は、無料とする。

(職印の届出の不受理)

第 5 条 本会は、職印が次の各号の一に該当するときは、その届出を受理することができない。

- (1) 形式が日本行政書士会連合会会則別記様式第 1〔第 8 1 条〕に準じていないもの。
- (2) 個人会員の場合に、日本行政書士会連合会に備え置かれた行政書士名簿に登録された氏又は氏名が使用されていないもの。
- (3) 法人会員の場合に、登記された名称が使用されていないもの。
- (4) 行政書士以外の職業その他の事項をあわせて表しているもの。
- (5) ゴム印等印形の変形しやすいもの。
- (6) 印影の照合が困難なもの。

(職印届の添付)

第 6 条 本会は、職印の届出を受理したときは、第 2 条第 2 項又は第 4 条第 1 項の職印届を会員名簿に添付しておかななければならない。

(証明の請求及び手数料)

第 7 条 会員は、届け出た職印について証明を請求することができる。

2 前項の証明手数料は、一通金 3 0 0 円とする。

(証明の手続)

第 8 条 会員は、届け出た職印を押した別紙第 1 号様式による交付申請書 1 通及び必要通数の別紙第 2 号様式による職印証明書用紙を本会に提出するものとし、本会は、当該職印証明書用紙に会長印を押して交付する。

(証明の拒否)

第 9 条 本会は、次の各号の一に該当するときは、証明をすることができない。

- (1) 毀損、摩滅等により提出された印影と照合することが困難なとき
- (2) 請求者が6ヶ月以上の会費滞納者であるとき、又は会員の権利の停止処分期間中の者であるとき

(受付簿の調製)

第10条 本会は、証明書を発行した際には、受付年月日、会員氏名、通数について受付簿に記載しなければならない。

附 則

この規則は、平成23年11月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

第1号(1)様式(職印の届出及び証明等手続規則第8条関係)

職印証明書交付申請書(個人会員用)

神奈川県行政書士会

会長

殿

氏 名

事務所の名称

登録番号 第 号

会員番号 第 号

職 印

上記の通り行政書士職印証明書を____通交付願います。

〇〇 年 月 日

事務所の所在地 _____

氏 名 _____

職印

第1号(2)様式(職印の届出及び証明等手続規則第8条関係)

職印証明書交付申請書(法人会員用)

神奈川県行政書士会
会長 殿

法人名称

会員番号 第 号

事務所の名称

法人番号 第 号

職 印

上記の通り行政書士職印証明書を____通交付願います。

〇〇 年 月 日

事務所の所在地 _____

(代表) 社員 _____

法人職印

第2号(1)様式(職印の届出及び証明等手続規則第8条関係)

職印証明書

(個人会員)

職 印

登 録 番 号 第 号

登 録 年 月 日 ○○ 年 月 日

会 員 番 号 第 号

入 会 年 月 日 ○○ 年 月 日

事務所の所在地

事務所の名称

氏 名

上記は、日本行政書士会連合会会則第81条の規定により当会に届けられた職印と相違ないことを証明します。

○○ 年 月 日

神奈川県行政書士会

会 長

第2号(2)様式(職印の届出及び証明等手続規則第8条関係)

職印証明書

(法人会員)

職 印

法 人 名 称

成 立 年 月 日 ○○ 年 月 日

会 員 番 号 第 号

入 会 年 月 日 ○○ 年 月 日

事 務 所 の 名 称

法 人 番 号 第 号

事 務 所 の 所 在 地

上記は、日本行政書士会連合会会則第81条の2の規定により当会に届けられた職印と相違ないことを証明します。

○○ 年 月 日

神奈川県行政書士会

会 長